

平成29年12月1日

各 位

「経営者保証に関するガイドライン」への対応

当行では、「お客さまと保証契約を締結する場合」、「お客さまから既存の保証契約の見直しのお申し入れがあった場合（事業承継時の対応含む）」、および「保証人であるお客様が経営者保証に関するガイドラインに則した保証債務の整理を行う場合」は、本ガイドラインに基づき誠実に対応するよう努めております。

「経営者保証に関するガイドライン」とは

中小企業・小規模事業者等の経営者の皆さまが金融機関に差し入れている個人保証（以下「経営者保証」）について、保証契約を締結する際や、金融機関等の債権者が保証履行を求める際における、中小企業（債務者）、保証人、債権者の自主的なルールを定めたものです。

これにより、経営者保証の課題・弊害を解消し、中小企業金融の実務の円滑化を通じて中小企業の活力を引き出し、日本経済の活性化に資することを目的としています。法的拘束力はないものの、中小企業・保証人・債権者が自発的に尊重し、遵守することが期待されています。

※平成25年12月「経営者保証に関するガイドライン研究会」公表

記

1. 「経営者保証に関するガイドライン」への取り組み実績について

	平成29年4月～平成29年9月
新規に無保証で融資した件数	1,081 件
保証契約を解除した件数	31 件
新規融資に占める経営者保証に依存しない融資の割合	50.82%

以上

《お問い合わせ先》

企業支援部 企業支援担当（澤岷）

TEL: 098-867-6665（直通）